

社会福祉法人 雄和福祉会
ケアハウス花の家 運営規程

第 1 章 総 則

(施設の目的)

第1条 家庭環境、住宅事情、身体機能の低下等の理由により独立して生活するには不安がある方に対し、無料又は低額な料金で住宅を提供し、日常生活上必要な便宜を供与し、もって入居者が安心して明るい生活ができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ケアハウスの管理運営については、入居者に配慮した住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを運営方針とする。

(施設の名称)

第3条 本施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス花の家
- (2) 所在地 秋田県秋田市雄和石田字苗代沢18

(定員)

第4条 ケアハウスの入所定員は15名とする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(利用者の資格)

第5条 ケアハウスに入居利用できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者
- (2) 年齢が60歳以上である者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りでない。
- (3) 伝染病疾患及び精神疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- (4) 生活費に充てることのできる所得があり、又それらを合算したもので所定の利用料が負担できる者
- (5) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合はこの限りではない。

(利用料)

第6条 入居者の利用料はサービスの提供に要する費用、居住に要する費用及び生活費の合算額とし、別表のとおりとする。

第2章 職員及び職務

(職員)

第7条 施設の職員は専任又は兼務とし、次の職員を置く。

- (1) 施設長 1名
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 介護職員 1名以上

2 専任または兼務として、次の職員を置くことができる。

- (1) 栄養士又は管理栄養士 1名
- (2) 事務員 1名

(職務)

第8条 職員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の管理運営に関する事項を掌握し、職員を指導監督する。
- (2) 生活相談員又は介護職員は入居者の快適な生活を支援するため、生活相談、助言および支援、サービス提供の説明、必要な記録の整備等にあたるものとする。
- (3) 栄養士又は管理栄養士は入居者に栄養及び心身の状況を考慮した食事を提供するため、献立表作成、栄養計算、給食記録及び食品衛生管理等にあたるものとする。
- (4) 事務員は、施設の会計、経理、庶務に関する業務を行うものとする。

第3章 入居及び退去

(入居)

第9条 施設への入居希望者は、入居申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

2 施設は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認し、入居申込者名簿(様式第2号)に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第10条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

2 前項の面接調査は、生活状況、家庭状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書(様式第3号)の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3 前項の面接調査の結果、入居の可否に付いては速やかに決定し、当該入居希望者に対し、ケアハウス入居承認(却下)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(入居の手続き)

第11条 入居を承認された者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入居契約書(様式第5号)
- (2) 誓約書(様式第6号)
- (3) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第12条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況などを入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退去)

第13条 入居者が退居しようとするときは、ケアハウス退居届{様式第7号}を提出しなければならない。

(入居契約の解除)

第14条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

- (1) 不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく利用料を滞納したとき又は支払うことができなくなったとき。
- (3) 日常の起居活動に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められるとき
- (4) 身体的又は精神的疾患等、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められるとき。
- (5) 共同生活の秩序を著しく乱し、他入居者に迷惑をかける恐れがあると認められるとき。

第4章 入居者に対するサービス

(入居者に対するサービス提供)

第15条 入居者のサービス提供については、老人福祉法の理念に基づき、入居者の心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 行事等のサービス提供については、重要事項説明書に定めるものとする。

(相談・助言等)

第16条 入居時には、入居者の従来你的生活状況、家庭状況及び心身の健康状態につい

て把握し、職員は、入居者の各種相談に応じ、適切な助言に努めなければならない。
2 常に在宅サービス等の実施者と十分な連携をとり、必要に応じてその有効な利用について入居者への紹介、手続き等の援助を行うこと。

(食事)

第17条 入居者に対して、その健康維持や嗜好等を考慮した食事を、毎日3食提供するものとする。

(入浴)

第18条 入浴は毎日各居室にて入浴できるようにし、入居者が常時利用できるよう努めるものとする。

(洗濯)

第19条 洗濯は、入居者が行う。ただし介護サービス、生活援助サービスを利用する場合にはその限りではない。

(健康の保持)

第20条 入居者に対し年1回以上健康診断を受ける機会を提供するものとし、入居者の健康保持に努めるものとする。また、診断結果等について必要に応じ保管するものとする。

第5章 入居者の規律

(入居者の守るべき事項等)

第21条 施設長は、入居者が守るべき入居者心得（別に定める。以下同じ）を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知していただくとともに、入居者の守るべき事項は次のとおりとする。

- (1) 施設の円滑な運営を図るため、入居者心得を遵守すること。
- (2) 外出又は外泊しようとするときは、事前に届け出ること。
- (3) 入居者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出ること。
- (4) 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、ケアハウスで行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。
- (5) 入居者は、常に居室を清潔に整理整頓し、良好な環境と衛生の保持に努め、施設内外の清掃、除草等の環境整備に協力すること。
- (6) 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。
- (7) 入居者は、入居後の身上に関する事項に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (8) 入居者は、居室の形状を変更しようとする工夫を加えるときは、承認を得ること。

(損害賠償)

第22条 入居者は、故意又は重大な過失によって建物、設備備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

第 6 章 非常災害対策、衛生管理等

(非常災害対策)

第23条 施設は、火災、地震等の災害に備え、その防止と入居者の安全を守るため、次の各号を実施し、万全を期さなければならない。

- (1) 消火器、屋内消火栓、防火用具、非常口、避難場所、貯水槽、警報機等災害防止と避難に関する設備を常に整備しておくこと。
- (2) 屋内配線等出火の原因となる箇所を随時点検すること。
- (3) 火気取扱責任者は、炊事、暖房、電気器具、喫煙等の火気を取り締まること。
- (4) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施すること。

(防火管理者)

第24条 防火管理者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、所轄の消防機関と連携して、消火、避難救出訓練を年2回以上実施するものとする。

(併設施設の協力)

第25条 入居者等の安全と緊急時に対処するため、併設施設の宿日直及び夜勤職員の協力体制を得るため非常通報装置等を連結して設置し、常時緊急対応できるような万全な体制を講ずるものとする。

(衛生管理)

第26条 施設は、入居者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に講ずるよう努めなければならない。

2 施設は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業員に対して、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

第7章 入居者の事故発生防止

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、事故発生防止のための指針に基づき措置を講じるものとする。

- 2 施設は、入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(協力病院)

第28条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておく。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第8章 苦情処理及びその解決

(苦情受付窓口の設置)

第29条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情受付窓口と解決機関を設置する。

(1) 苦情受付担当者及び苦情解決責任者の設置

(2) 第三者委員会の設置

第三者委員会を設置し、必要に応じ協議する。

(苦情の申立方法)

第30条 苦情の申立て方法は、口頭、電話、手紙、その他の通信方法による。

第9章 地域との連携

(地域との連携)

第31条 常に地域との連携を深め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮するものとする。

第10章 その他

(秘密保持等)

第32条 施設職員は、正当な理由がない限りその業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設職員は、退職後、在職中に知り得た入所者、又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(掲示)

第33条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(虐待防止に関する事項)

第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第35条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

2 施設は、従業者が入居者、入居者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や入居者、入居者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(業務継続計画の策定)

第36条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業所は定期的事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第37条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 職員研修 年1回以上

2 施設は、全ての従業者（介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必

要な措置を講じるものとする。

3 施設は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金等に関する書類、その他必要な記録を整備するものとする。

4 この規程に定める事項の他、事業運営について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。